

農山漁村の多面的機能を維持・向上する施策の推進を求める意見書

わが国の農山漁村は安心・安全な食料を供給するだけでなく、豊かな自然環境、美しい景観、きれいな空気と水を生み出すなど、多面的な機能を発揮している。

しかしながら、こうした地域においては、高齢化の進行、担い手や就業機会の不足、生活環境の整備の遅れなどにより、耕作放棄の深刻化などが顕著になっている。

このまま放置すれば、農山漁村の多面的機能が失われ、国民すべてにとって大きな損失が生じることが強く懸念される。

よって、国においては、農山漁村の多面的機能を維持・向上させるため、次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図り、農山村の多面的機能を確保するための「中山間地域等直接支払制度」を充実・強化すること。
 - 2 中山間地域の住民生活に大きな影響を及ぼす有害鳥獣の被害を解消するため、捕獲体制の強化、被害防除、生活環境管理などの対策を強化すること。
 - 3 地域の特性に応じ、農林水産業の生産基盤と生活環境基盤の整備を一体的に推進すること。
 - 4 農地や農業用水等の良好な保全と農村環境の向上に効果を発揮するため、農地・水・環境保全の総合的な対策を推進すること。
 - 5 持続可能な森林経営の実現と山村の再生のため、森林・林業・木材産業の活性化のための施策を推進すること。
 - 6 木材の利用を拡大するとともに、健全な森林の整備・保全を進めて「美しい森林(もり)づくり」を展開するため、必要な財源を確保すること。
 - 7 今年度で期限が切れる離島漁業再生支援交付金の継続など、水産業・漁村の持つ多面的機能の維持・増進を図ること。
 - 8 農林水産業経営のセーフティネットとして重要な役割を果たしている共済制度の運用に支障をきたすことのないよう、必要な財源を確保すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗